

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第29号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「又は文化市民局文化芸術担当局長」を「文化市民局文化芸術担当局長又は同局スポーツ担当局長」に改める。

第16条中「東山泉小中学校教育企画推進室」を「新工業高校開設準備室」に改める。

第17条総務部の款調査課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同款学校事務支援室の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学校経理及び学校の教材、教具その他の設備に関すること。

第17条指導部の款東山泉小中学校教育企画推進室の項を次のように改める。

新工業高校開設準備室

(1) 新たに設置する工業に関する学科を置く高等学校の開設準備に関すること。

第19条第8項の表総務部調査課の項中「調査学事係長 学校経理係長」を「調査学事係長」に改め、同表総務部学校事務支援室の項中「情報化推進係長」を「学校事務支援係長 学校経理係長 情報化推進係長」に改め、同表総務部教育環境整備室の項中「施設整備係長 校地整備係長」を「施設整備係長」に改める。

第26条を次のように改める。

(委任)

第26条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)